

新潟県電気自動車等利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、蓄電機能や給電機能を有する急速充電設備の整備を行う者、又は急速充電設備の整備とともに電気自動車等メーカーと連携して電気自動車等の利用シーンを具体化した取組を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車等」とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ。）及びプラグインハイブリッド自動車（エネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車であって外部から充電が可能なものをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「充電設備」とは、電気自動車等に充電するための設備をいう。
- (3) 「急速充電設備」とは、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもの（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）をいう。

(交付基準等)

第3条 知事は、地方公共団体、法人格を有する民間団体又は個人事業者（以下、「事業主体」という。）が、新潟県内で行う充電設備の整備に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第13条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと

同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者。

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。

(6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第22条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式による事業計画を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助の内示)

第6条 知事は、前条の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、適当と認められる事業主体に対しては内示するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第7条 前条で内示を受けた事業主体が、事業を交付決定前に着手することは原則として認めない。ただし、事業の性質、内容等により、早期に着手を必要とするときは、別記第2号様式による交付決定前事業着手届を知事に提出するものとする。

(交付申請書)

- 第8条 第6条の内示を受けた事業主体で、補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第3号様式による補助金交付申請書を県が指定する日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請は、次に掲げる申請要件を満たしているものでなければならない。
- (1) 充電設備の整備は、新規導入設備であり、既存の設備の更新ではないこと。
 - (2) 充電設備は不特定多数の者が利用可能であること。また、利用者に分かりやすいよう案内看板等を設置すること。
 - (3) 電気自動車等の販売を業とする施設等に設置するものではないこと。
 - (4) 事業主体がリース会社の場合にあっては、リース料金が補助金相当額分程度減じられること。
 - (5) 当該補助金による充電設備の整備が、交付を申請する日が属する会計年度の3月10日までに完了すること。
- 3 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、別表2に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

- 第9条 知事は、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 2 知事は、前条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

- 第10条 知事は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行う。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第8条第4項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別表2に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第4条第1項第4号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に県に取り下げの申請をしなければならない。

(変更の承認等)

第12条 第10条による交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記第4号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(第13条に定める軽微な変更を除く)
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(軽微な変更の範囲)

第13条 第4条第1号及び第12条第1号に規定する軽微な変更は、総事業費の20パーセントを超えない増減とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第14条 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第6号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第16条 補助事業者は、県が必要と認めて指示したときは、別記第7号様式による実施状況報告書を県が要求する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了をもって補助事業の完了とし、第14条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の翌年の4月10日のいずれか早い日までに、別記第8号

様式による実績報告書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の実績報告にあたって、補助事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第12条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅延なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかに県に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第21条 補助事業者は、取得財産等について、別記第10号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細書を備え、管理するとともに、本表の写しを第17条で定める実績報告書に添えて提出すること。

(取得財産の処分の制限)

- 第22条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月通商産業省告示第360号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
 - 3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第11号様式による補助事業財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第 23 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)
補助対象経費および補助率等

補助対象経費		補助率	補助上限額
新潟県内において電気自動車等の急速充電設備の整備に係る次の 1 及び 2 の経費から、一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助額を控除した額。なお、新規設置のみを補助対象とし、既存の機器の更新については補助対象外とする。		補助対象経費の 1 / 2 以内 (千円未満の額は切り捨て)	急速充電設備 1 基あたり 1,000 千円
1	一般用電気工作物（電気事業法第 38 条第 1 項に適合する充電設備）のうち、電気自動車等の急速充電設備及び付属品の購入費。ただし、県が適当と認めるものに限る。		
2	1 により購入した急速充電設備の設置に直接係る工事費（配電工事については電線等の最短の工事のみとし、配電盤の交換等に係る経費を除く）		

別表 2（第 8 条第 4 項関係）

補助事業における利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先	
	補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。
	(1) 補助事業者自身
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業
	(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）
2 利益等排除の方法	
	(1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
	(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
	(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。